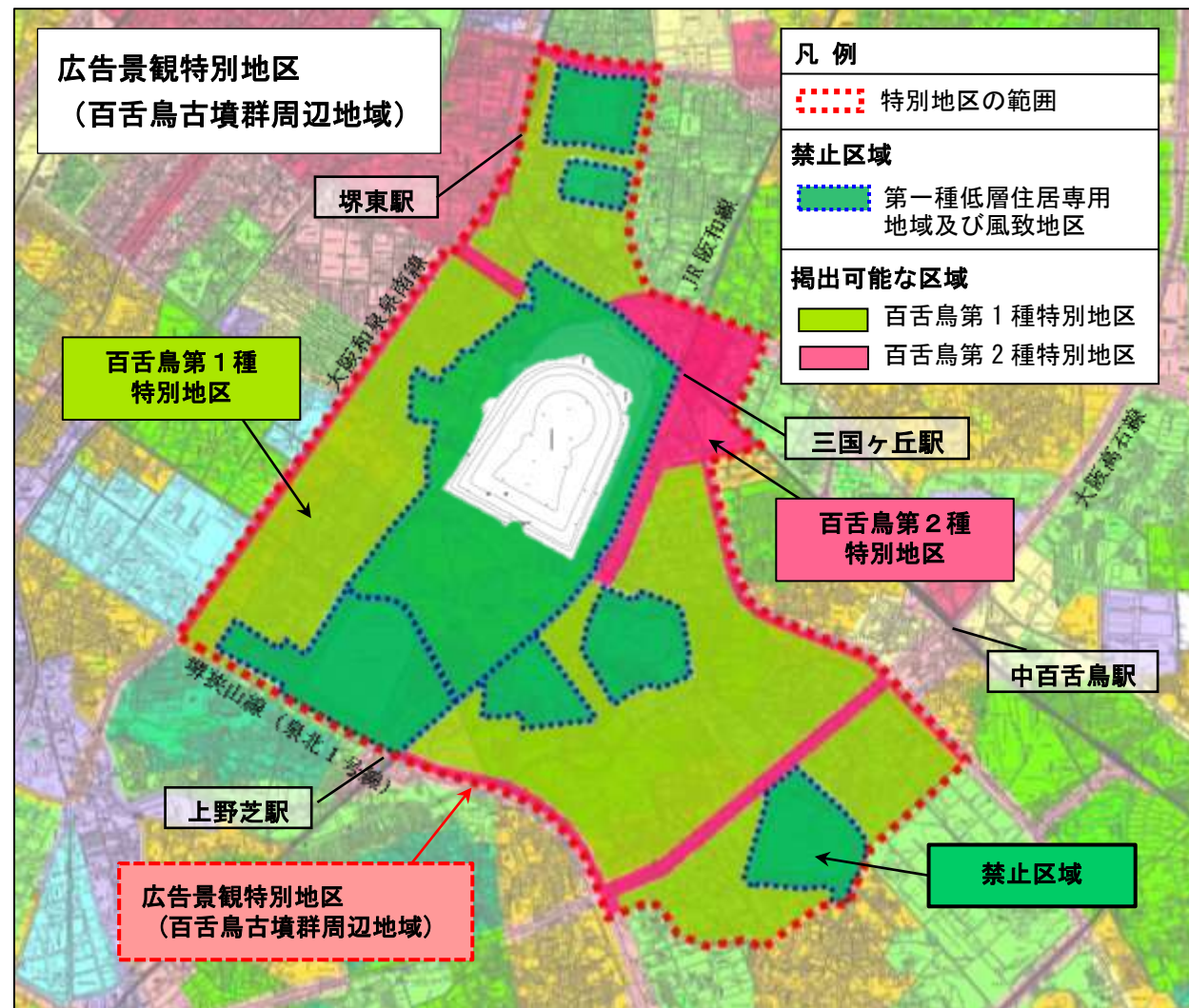


百舌鳥古墳群周辺地域の景観保全について

(3) 屋外広告物の制限内容について

屋外広告物は、情報の提供とともにまちの賑わいをもたらす役割をもっており、より広い範囲からの視認を目的に掲出される広告物も多く、その規模や掲出の仕方によっては景観の阻害につながる。また、当該地域は戸建住宅をはじめとする住宅地が大半を占める地域である。このことから、広範囲からの視認を目的とする広告物の抑制と、市街地景観との調和を考慮し屋外広告物の基準を設定。



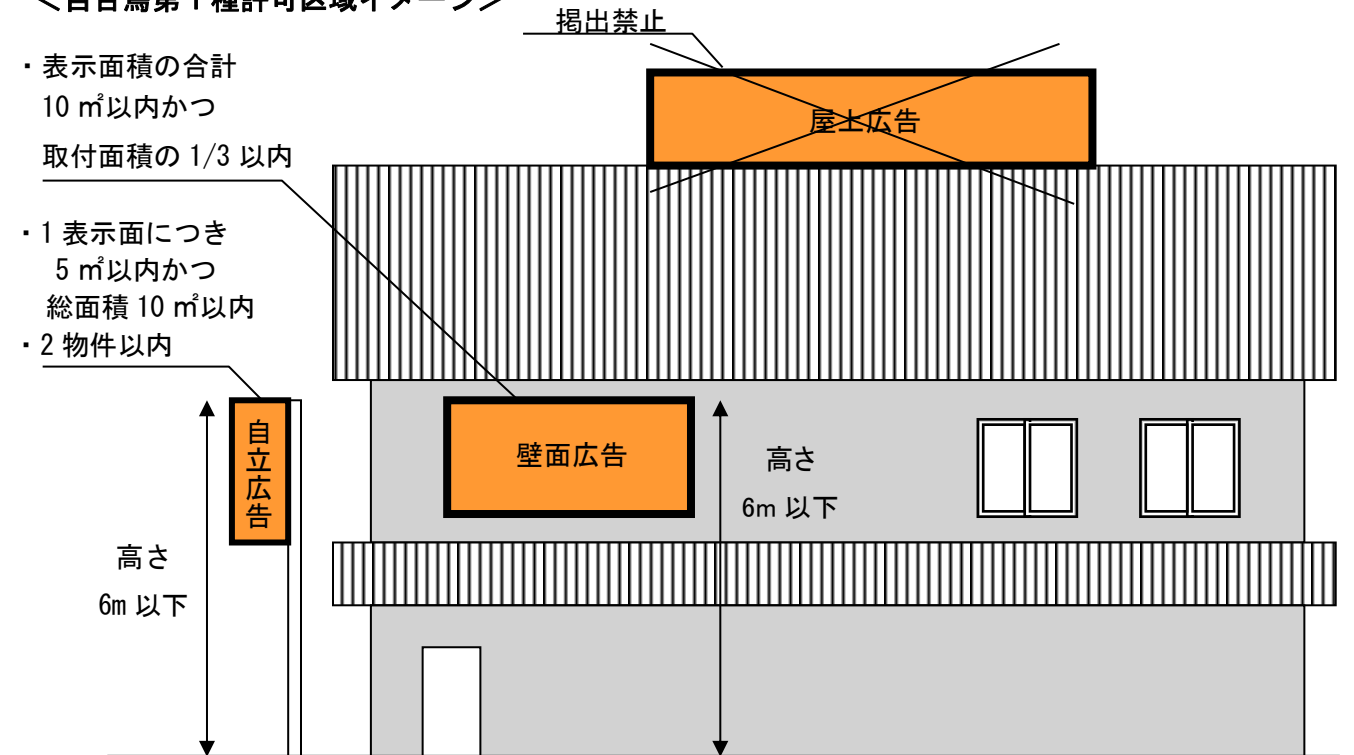
【制限内容】

- 屋上広告物は掲出禁止。(百舌鳥古墳群周辺地域全域)
- 自立広告物等については、百舌鳥第1種特別地区で掲出高さを6m以下、百舌鳥第2種特別地区で掲出高さを10m以下、それぞれに表示面積及び敷地内設置件数(自立広告塔)の上限を設定。百舌鳥第1種許可区域については、併せて壁面広告物の表示面積及び掲出高さの上限値を設定。
- 自家用広告物以外(非自家用広告物)は掲出禁止。(百舌鳥古墳群周辺地域全域)
(※適用除外広告物を除く)

※適用除外広告物

- 緩衝地帯の基準に適合するもののうち、
- 自家用広告物で、表示面積が7㎡以内のもの
 - 他の法令の規定により表示し、又は設置するもの
 - 道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体、公益法人又は自治会その他これに類する団体が表示し、又は設置するもの
 - 営利を目的としない広告物で、一定の要件を満たしているもの など

<百舌鳥第1種許可区域イメージ>



<百舌鳥第2種許可区域イメージ>

